

料 金 表（相続税申告）

■相続税申告業務

※報酬算定の基礎となる「相続財産の評価額」は、委任契約締結時において確定した又は見込まれる相続財産の評価額とする。

ただし、契約締結時において見込まれる相続財産の評価額が、評価後における相続財産の評価額と比較して著しく乖離することとなった場合には、その乖離することとなった時点において、その評価後における相続財産の評価額を基礎として報酬を見直すものとする。

●料率表

		相続財産の評価額 (各種特例適用前)							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
		5,000万円以下	5,000万円超 7,500万円以下	7,500万円超 1億円以下	1億円超 2億円以下	2億円超 3億円以下	3億円超 5億円以下	5億円超 10億円以下	10億円超
申告業務報酬	A	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%	0.30%	0.25%
	B	加算金額(単位:円)							
		0	300,000	437,500	562,500	1,012,500	1,412,500	2,112,500	3,612,500

●報酬金額の概算計算

$$\begin{aligned}
 & \text{相続財産の評価額又は見込額 (下位を超える部分の金額)} && \text{①~⑧の料率 (A)} && \text{加算金額 (B)} \\
 & \text{(} \underline{\hspace{2cm}} \text{ 円} & - & \underline{\hspace{2cm}} \text{ 円)} & \times & \underline{\hspace{2cm}} \% & + & \underline{\hspace{2cm}} \text{ 円} \\
 & & & & = & & & \underline{\hspace{2cm}} \text{ 円}
 \end{aligned}$$

料 金 表（相続税申告）

【 相続税申告業務以外の業務 】

■財産評価業務（減額規定あり）

下表の財産がある場合、それぞれ該当する金額を相続税申告業務の基本報酬額に加算するものとする。

①	非上場株式等（注1）の評価額算定	100,000 円 / 件
②	土地等（倍率方式）の評価額算定	10,000 円 / 件
③	土地等（路線価方式）の評価額算定	50,000 円 / 件
④	その他財産（注2）の評価額算定	5,000 円 / 件
（注1）	その法人が課税時期において土地等を有する場合には、その土地等の評価額算定は、2.財産評価業務の②又は③により報酬額を決定する。	
（注2）	①から③の財産及び現金預金以外の国内に所在する財産をいう。	

■税務調査業務（減額規定あり）

調査立会業務は、1日当たり、30,000円とする。

調査官との折衝業務は、是正申告書作成業務に含むものとし、是正申告書の作成業務と併せて、原則60,000円とする。

料 金 表（相続税申告）

【 相続税申告業務以外の業務 】

■その他の事務代行業務（一例）

遺産分割協議書作成業務

原則、50,000円とする。

準確定申告

所得税の確定申告に係る委任契約の別紙「税務代理業務細目兼報酬金額一覧表」に基づく報酬料金に、相続人1名あたり、10,000円を加算した金額とする。

延納申請

延納申請をする相続人1名につき、150,000円とする。

物納申請

物納申請をする相続人1名につき、200,000円とする。

各種納税猶予

その都度、甲乙協議の上、報酬金額を決定するものとする。

税務調査に起因しない修正申告書の作成提出業務

相続税申告業務報酬からその50%を控除した金額とする。

更正請求書の作成提出業務

相続税申告業務報酬からその50%を控除した金額とする。

料 金 表（相続税申告）

【 相続税申告業務以外の業務 】

□（税理士法第33条の2）書面添付制度の添付書面作成業務

添付書面作成業務に係る報酬は、相続税申告業務報酬の15%とする。

■報酬料金の支払方法に関する規定

□原則

業務完了月の翌月に支払うものとする。

□例外（報酬見込額の締結時全額支払い）

委任契約締結時において見込まれる当該契約の満了する日までの間に行う業務に関する全ての料金について、その委任契約締結時にその全額を支払う場合には、その業務に関する料金の総額から、その1%に相当する金額を控除する。

この場合において、各業務完了後において当初に見込んだ料金との間に差額が生じたときは、その業務完了月の翌月にその差額の精算をするものとし、差額を計算する場合における各業務の単価は、各単価から1%に相当する金額を控除した金額による。